

天理市地球温暖化対策実行計画 実施報告書

令和7年8月

EMS 事務局

1. 実行計画策定の位置づけ

平成 9(1998)年 12 月に温室効果ガス削減に関する「京都議定書」が採択され、温暖化防止に向けて世界的に取り組んでいくことが確認されました。

これを受け、わが国では平成 10(1998)年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）の制定をはじめ、温暖化防止に向け、種々の施策に取り組んできました。

本市においても、自ら環境への負荷軽減に率先して取り組んでいくため、同法に基づき、平成 18(2006)年 3 月に、平成 18(2006)年から平成 22(2010)年度までを計画期間とした「天理市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。平成 22(2010)年の計画期間終了に伴い平成 23(2011)年 3 月「天理市地球温暖化対策実行計画（第 2 次）」を策定し、継続して市が率先して行動することにより、市民や事業者の積極的な行動の促進を図ってきました。併せて、平成 20(2008)年 11 月 14 日市役所庁舎他 3 施設において国際規格である ISO14001 の認証を取得するとともに、この手法を適用範囲外の施設にも取り入れてきました。

そのような中、エネルギーの使用合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）により、市長部局が平成 22(2010)年 10 月 1 日に特定事業者の指定を受け、エネルギー消費原単位の低減努力が課せられ、新たな取組の必要性が生じてきました。このため、平成 23(2011)年 11 月 13 日の ISO14001 の認証登録期間満了を機に、認証登録を辞退し、より効率的な管理の推進を図るために、温室効果ガス及びエネルギー使用量の削減の取組は重複する項目があることから、一本化するとともに ISO14001 で培った手法も取り入れ、天理市独自の新たな環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）を構築し、平成 24(2012)年度からより実効性のある取組を推進しています。

平成 28(2016)年度からは「天理市地球温暖化対策実行計画（第 3 次）」（以下「第 3 次計画」という。）を新たに策定し、本市の事務及び事業における温室効果ガスの削減を図るとともに、引き続き想定される電力需給問題への対応など、より一層の率先した温暖化対策に取り組んできました。

その後、平成 28(2016)年 11 月に「パリ協定」が発効し、日本では令和 12(2030)年までに業務その他部門及び家庭部門にて平成 25(2013)年度比で 40%の温室効果ガスを削減することが目標となりました。国のこの動きと本市でのカーボン・マネジメント強化事業に伴い、本市の地球温暖化対策目標も国と同等の水準に引き上げる必要が生じたため、平成 31 年度（令和元年度）に「天理市地球温暖化対策実行計画（第 4 次）」（以下「第 4 次計画」）を策定しました。

2. 計画期間

第 4 次計画は令和元(2019)年度から令和 12(2030)年度までが期間であり、令和 6 年度は計画 6 年目です。

3. 対象範囲

市が行う事務・事業及び市が管理する全施設を実行計画の対象としています。第4次計画からは指定管理者制度導入施設にもEMSの報告義務が課されています。

4. 令和6年度 エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量調査の結果報告

本実行計画に基づく令和6年度のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の調査結果を報告します。なお、調査結果の詳細は、『令和6年度温室効果ガス排出量調査報告書』（資料3）をご覧ください。

1) 市全施設での基準年（平成30(2018)年度）との比較

◎エネルギー消費量

（表1）では、本実行計画において、市長部局、環境クリーンセンター、教育委員会、上下水道局における削減目標値、及び各年度の実績値を示しています。

なお、特定事業者である市長部局については、エネルギー消費原単位（※1）で示しています。

第4次計画におけるエネルギー消費量については、平成30年度の90%以下となるよう維持・削減に努めてもらうことになっており、表1はこれに基づく目標値を表示しています。

第4次計画における事業別エネルギーの消費量の削減目標値及び実績値（表1）						
事業別	単位	30年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	第4次計画における削減目標値
1.市長部局 (環境クリーンセンター除く)	ℓ/㎡	13.32	16.71	12.80	14.67	11.99
	30年度比較	増減量	3.39	▲ 0.52	1.35	▲ 1.33
		増減率	19.34	▲ 3.89	10.11	▲ 10
2.環境クリーンセンター	ℓ/t	54.73	59.82	51.31	56.93	49.26
	30年度比較	増減量	5.09	▲ 3.42	2.20	▲ 5.47
		増減率	9.29	▲ 6.25	4.03	▲ 10
3.教育委員会	kℓ	585.46	583.58	550.88	488.87	526.91
	30年度比較	増減量	▲ 1.88	▲ 34.58	▲ 96.59	▲ 58.55
		増減率	▲ 0.003	▲ 5.91	▲ 16.50	▲ 10
4.上下水道局	kℓ	807.62	757.50	795.72	713.60	726.86
	30年度比較	増減量	▲ 50.12	▲ 11.90	▲ 94.02	▲ 80.76
		増減率	▲ 6.21	▲ 1.47	▲ 11.64	▲ 10

※計算式

- ・市長部局（環境クリーンセンター除く）：エネルギー使用原油換算量 ÷ 延床面積
- ・環境クリーンセンター：エネルギー使用原油換算量 ÷ 可燃ごみ焼却量
- ・教育委員会・上下水道局については、エネルギー使用原油換算量

※1：エネルギー消費原単位...エネルギーの効率を表す値で、単位量の製品を生産するのに必要な電力・熱（燃料）など、エネルギー消費量の総量のことをいい、一般に省エネ活動の評価指標として使用されています。

今回は第4次計画の6年目であり、基準年度比では市長部局(クリーンセンター含む)で前年度より使用量は増加し、それ以外は減少という結果でした。

これまでの傾向から引き続いて、温室効果ガスの排出量と比べて、エネルギー使用量の増加は各施設老朽化に伴う燃焼効率の低下が顕著に表れた結果となっています。また、組織の再編に伴い、幼稚園等のエネルギー使用量が教育委員会から市長部局の量になったことも考慮が必要です。

温室効果ガスについては、第4次計画において、エネルギー消費量と異なり、平成25年度を基準年としています。令和12年度までにエネルギー起源CO₂を40%削減するため、それに準じて排出係数等を計算し比較を行っています。

市が管理する全施設の温室効果ガス総排出量(CO₂換算値)は、基準年度と比較して3,292t - CO₂減少し、19.5%の減少となりました(資料3・P1)。今年度、温室効果ガス排出量に関しては、環境クリーンセンターを含め全施設で基準年度より減少となっています。排出種別によっては令和12年度までに目指す水準に届いているものもあり、取組の成果は確実に表れています。

ただ、クリーンセンターに関してはし尿等処理や廃棄物焼却については微増となっております。電気や燃料等のその他の項目も含めた総排出量では減少となりましたが、エネルギー使用量の項目と同じく、焼却設備の老朽化が著しいことが確認できます。

2) 今後の課題、見通し等

令和6年度は前年度までと比較して傾向に大きな変化はなく、基準年度と比較した場合は、大半の施設で温室効果ガスは減少傾向であり、省エネへの取り組みについて一定の成果を得られていると考えています。

今後も数値の推移を注視していき、少しずつ目標へ向けて取組を継続していくことが重要といえます。

クリーンセンターに由来するエネルギー使用量や温室効果ガス排出量、とりわけ廃棄物焼却に関する排出量についてですが、従来、市役所での取り組みが及ばない分野が数値に影響していることから、本市にとって大きな負担となってきました。

令和7年度から山辺・県北西部広域衛生組合所管の新しいクリーンセンターが稼働を開始し、「天理市の施設」でなくなることから、天理市のEMSとしての集計を終える予定です。上下水道局所管(下水道課を除く)に関しても、奈良県広域水道企業団所管となることから同様の対応とします。

また令和7年度は第二次環境基本計画が開始となりました。これまでにない大きな組織の再編に対応しつつ、新しい計画の元で取り組みを続けます。

市職員の皆様に対しては、引き続き電子報告システムを用いた集計記録を継続していくよう、引き続きよろしくお願いします。

以上